

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成28年12月19日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年3月6日判決、本資料265号-39・順号12622)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年2月20日判決、本資料264号-32・順号12413)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	関戸 一考 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	小林 努

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年12月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 池上 政幸

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之